

契

障発第 0331021 号

平成 20 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

標記の平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

